

令和4年度第20回国立市人権・平和のまちづくり審議会

1. 日 時 令和5年（2023年）2月9日（木）午後4時30分～6時30分
2. 場 所 国立市役所 委員会室
3. 出席者 委員9名
委員 炭谷会長、大島委員、押田委員、神田委員、韓委員、藤沢委員、三井委員、呂委員、渡邊委員
事務局 4名（松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木係長、桑代主事）

【炭谷会長】 第20回の審議会を開催します。本日のご欠席は古川委員です。本日はまず、人権・平和のまちづくりの推進に係る基本理念について、事務局から説明の後に、ぜひ皆様方からそれぞれご意見を頂ければと思っております。

また、市が実施した多摩マッチングプロジェクトについて、前回委員の皆様方から質問が幾つか出ていたと思いますのでその回答と、諮問が行われました男女平等推進市民委員会の動きなども合わせて報告を頂き、皆様と意見交換させていただきたいと思います。

それではまず、議題1について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 「人権・平和のまちづくりの推進に係る基本理念について」ということで、改めてではございますけれども、人権条例をかみ砕くという意味で四角囲みのところをご参考として書かせていただきました。条例において「人権・平和のまちづくり」の定義がなされております。人権侵害を許さないという強い意志と、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、一人一人が当事者として自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって、平和なまちを実現することを人権・平和のまちづくりと条例上定義されております。これを推進するための基本理念というところで、皆様にご意見、ご議論いただきたいと考えております。

その際のご参考として、様々な自治体の人権の指針ですとか基本方針というものを、あくまでご参考という位置付けで配付させていただいております。どこかの自治体に寄せているとか、ここがいいのではないかと、そういう恣意的な抜粋はしておらず、あくまでインターネット上で少し調べた限りにおいて、比較的最近示されている自治体のものを配付し、主な箇所に附箋をつけさせていただいています。

それから、2年ほど前のこの審議会において、基本方針の骨子案というものを示しています。その際に、基本理念の下に位置付く4つの目標というものを事務局として一度整理をさせていただき、皆様にご覧いただいたことがございました。その際に示した4つの項目が下半分の1から4まで書いているものです。

改めてこの場において、骨子案で示した4つの目標について、例えば言葉の統廃合だとか細分化、言葉の整理、またここに載っていないような新しい表現ぶりですとか言葉、そういったものが必要はないかということを、皆様にご意見を頂きたいというところになります。

まず1番目の「ソーシャル・インクルージョンを基本にした共生のまち」という項目についてです。そもそもの基本理念をどうするかというところとも関係してきますが、基本理念

でソーシャル・インクルージョンという言葉を使うということになりますと、そうすると、その下の4つの目標のところで改めて「ソーシャル・インクルージョンを基本にした共生のまち」という項目をそもそも立てる必要があるか、または何か違う形が妥当かという部分でご意見をいただければと思っております。

また、ここで出てくる「共生のまち」という言葉についてもぜひご意見いただきたいと考えてございます。

2番目の「人権の意識を高め、個人がかけがえのない存在として尊重されるまち」についてですけれども、その下の3番目「多様性を受け入れ活かし合い、誰もが自分らしく生きられるまち」この2番と3番が、意味するところがもしかしたら少し重複しているのではないかといったところも含め、皆様からご意見を頂きたいと考えてございます。

また、「誰もが自分らしく生きられるまち」と表現していますけれども、それは一体どういうまちの状態を指すのかといったところもご意見を頂ければと考えております。

4番目、「平和を希求し、協力と対話を通じて相互理解と交流を深めるまち」という目標について、「交流を深める」という言葉が適切なのか、それとも、交流を通じて理解を深めるという言葉が適切なのか、言葉の問題なのかかもしれませんけれども、こういった表現が適切かというところでご意見等いただければと思っています。

【炭谷会長】 これまで我々は、計19回議論を重ねてきましたので、基本理念というのは文章化されておりませんが、大体、この場でおおむねどこかに収束するのではないかなと思っております。

そこで、進め方ですけれども、ここでお一人ずつご意見を順番に頂いて、その後、また時間があれば追加的なご意見も頂くということにして、それを事務局のほうでまとめていただいて、文章化するということが一番能率、効率的な方法ではないかなと思っております。ですから、今日は、その辺しっかりとまとまったご意見でなくても結構ですので、こういうことが重要ではないかと、こういうキーワードがあるではないかというような形で、大島委員から、大変最初から申し訳ないですけれども、順番にお願いできればと思います。

【大島委員】 目標ですよ。これ、意味は分かるのですけど、目標ということ考えたときに、僕らも随分いろいろな目標を立ててきましたけれども、日本人が立てる目標は何を言っているのか全く分からないのです、意味は分かるのだけど。

例えば学校の子どもの目標に「明るく元気な子」なんていう目標がある。意味は分かりますよね。でも、「どういうこと？」という行動の目標が全く分からないです。そこに例えば一言、挨拶をする元気な子とかいえば分かるわけです。というように、この文章は具体性が全然ないのです。わざとそうしているなら、それはそれで構わないから、そうなれば、この目標の下に下位目標がないと全く分からないです。

だから、意味は分かります。それはいいのですけど、意味が分かることと、これは僕らは一生懸命ここで議論をしているからすごくよく分かると思うのですけど、これ一般の方が読んだら、言葉の意味は理解しても内容は全く分からないと思います。

【押田委員】 そんなに考えがまとまっていないのですけれども、目標の中に、基本的にはやっぱり人権を守るというときには、必ずある意味では、やっぱり被害者等になるようなマイ

ノリティが必ず想定されるわけです。一般的に言えばソーシャル・インクルージョンという言葉そのものが、誰も排除しないとか、置いてけぼりにしないという意味合いとしてはもちろん使えるのですけれども、それとともに、どこかの自治体の文章にもちょっとあったように思うのですが、やっぱり誰もが悲しまないというか、そういう趣旨のものが入って、必ず人権が守られて、誰もが当たり前のことですけどちゃんと幸せになれるような、そういうものが必要なのだということを入れる必要があるのかなと思います、文章としては。取りあえず今思いつく限りですが、また後で追加があれば申し上げたいと思います。

【神田委員】 19回この審議会をやってきましたが、残念ながら私はまだソーシャル・インクルージョンという言葉があまり分かっていません。ソーシャル・インクルージョンという言葉聞いて、それが何だろうと私でも思うのだから、国立市民はますます思うだろうと思うわけです。

ソーシャル・インクルージョンの理念というのは、皆様やってきているからこういうものだ、いろいろな内容が分かっているからイメージができるのだと思うのですけれども、19回審議をした私がイメージできていないと。こういうことで、果たしてそのまま理念としてソーシャル・インクルージョンという言葉、条例に書いてあるからそれはそうなのですけども、それを目標といわれて、果たして、国立市民が、なるほどソーシャル・インクルージョンの理念かと言うかという、言わないのではないかなと思うわけです。

なので、ここはもちろんいろいろな歴史的な言葉ではあるのだと思いますけれども、もう少し分かりやすい言葉を恐らく使うか、概念を入れるか何かしないと、ソーシャル・インクルージョンの理念というのを目標に掲げて、市民が読んでも分からないだろうなと、ばかにするわけでは決してないです。イメージできないのではないかなというところでもあります。

だからといって、片仮名が駄目なのだろうということで、社会的包摂と言えばイメージが分かりやすいかという、ちょっとは分かりやすくなりますよね、社会的包摂なら。だって社会的包摂という用語とソーシャル・インクルージョンだと、恐らく後者のほうがよく使われているのだろうと思うので、どちらかといえば、先ほどちらっと読んだどこかの資料の中に、「社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）」と書いてあった表現もあったので、これなら分かりやすいかなと思って言ったところです。

あと、基本理念の中に入れるのか、それとも何らかの表現の中に入れてほしいのかというところで、1つ希望というかお伝えしたいのは、この審議会でいろいろな話を、いろいろな当事者の方の話を聞いて、何が重要なのだろうというところで、毎回、心に残ったのは「アイデンティティ」という言葉でした。いろいろな人が自分の出自であるとか、いろいろなアイデンティティを大切にしているのだ、みたいな話をされていたので、そういう言葉なり、概念をどこかの目標に入れていただけるといいのではないかなと思った次第です。

【韓委員】 私も神田委員のおっしゃるとおり、ソーシャル・インクルージョンと言葉を出して、やっぱり分かるかなというのは思いました。社会的包摂の方がまだ分かるかと、私も同じように思っていて、例えば括弧書きなり、違う書き方というのはあり得るかなと思ったところです。

あと、他委員のご発言に乗っかるようになってしまいますけど、今のアイデンティティと

いうのもそのとおりだなと思っていて、4つの目標をどう整理するかというところにも関わりますので、目標1は、1そのものが必要か不要かとさっきおっしゃっていましたが、全体のことで、全体だから理念で言っていれば要らないなら要らない、もっと説明するなら要る。

2は、恐らく個人のことで、例えばやっぱりアイデンティティとか、その人その人。ここは「個人がかけがえのない存在として尊重される」となっていますが、まずは、一人一人が自分を大切にできるというか、個々人、自分のことで、2と3を差別化するためにもですが、方向性として。

3は、他者というか周りのこと。自分から見て他者のことだったりするのかなと思って、多様性。2と3を差別化したければというか、そういう立てると差別化できるのかなと思ったりしました。

4は、平和ですね。特にここは人権だけではなくて、人権・平和のまちづくりというのを出しているので、4は平和に関わることになるのかなと。ちょっと抽象的なことですがそう思いました。

ソーシャル・インクルージョンにも関わりますので、やっぱり社会的包摂ということとを理念として打ち出すというのは、やっぱり前提として、誰も取りこぼさないみたいな言い方や排除しないといいますけれども、やっぱり排除されがちな人と、排除されがちな人がいて、それは先ほど押田委員がおっしゃった内容とも重複するかもしれないですけども、やっぱり社会的な不平等とか社会的な不均衡みたいなものが存在しているということを認識するのをどこかに入れたいと思います。それを認識することによって課題が見えてくるというか、ただぼんやりみんなが多様性とか言っても多分しようがなく、目標を見定めるためにも、まずは社会的な不平等なり不均衡があるということは認識しなくてはいけないので、それが人権とかに関わることで、ということと、そことも関わりますが、ほかの自治体のも拝見したんですけど、割と国立市は人権侵害という言葉押しですが、差別という言葉も必要かなと思います。難しいのですよね。人権侵害と差別は何が違うかというところと、さっきの個人というところだと差別されないということだろうし、3だと差別をしないということだろうし、2は、みんなが差別されない、差別されがちな人はそれを減らすだし、3のところだと、差別をみんながしない。そんな感じで差別という言葉を入れられるといいのではないのかなと思いました。考える時間がなかったのでそんなに大したことは言えませんが、差しあたり以上です。

【三井委員】 他の自治体の事例も見させていただきました。明石市をまねしたいわけではないのですが、そもそも国立市がよく言われていた言葉だったので、同じになる部分があるかもしれないですけども、「誰も取り残さない人権・平和を尊重するソーシャル・インクルージョンのまち国立」というような概念にしたいと考えてきました。これは誰も取り残さない人権・平和を尊重するというのが、ソーシャル・インクルージョンのある程度説明にもなっていて、その上でソーシャル・インクルージョンという言葉も知ってほしいということで、まだまだ浸透していない部分があると思うので、でも、その部分をソーシャル・インクルージョンのまち国立ということをもみんなが知ってほしいということが

1つありまして、この題名を考えてきました。

それと、骨子案に関しては、「ソーシャル・インクルージョンを基本にした共生のまち」に関してはその部分でいいのですが、2番目は人権、3番目が多様性で、4番目が平和という感じなのですが、この平和の文言がちょっと駄目とかそういうことではないのですがピンとこない。平和に関しても言葉を、今ちょっと浮かんでないですけども、もうちょっと考えたい部分があります。

それで、今まで皆様がおっしゃっていたようなところの、人権だったら何を入れたほうがいいのかとか、多様性だったら何をというところを、もうちょっとプラスしながら考えていきたいなと思っています。

平和のところでは、例えば国立市では、広島との交流とか長崎とか、それから伝承者を市で育成しているということもあって、私たちの団体も伝承者の方にお話をお伺いしたり、また、本人の方にもお伺いしたりして、それから実際にかたつむりキッズが広島に行って原爆資料館を見て、それを発表するというところがあるのですが、4番の言葉にはちょっとその辺のところは足りないかなという感じが。平和都市宣言もしているところですから、もっとその辺のところを強調すればいいのではないかなと思います。

【藤沢委員】 今まで言われた方の言葉を一言ずつもらってしまうような、もらってしまうというのは我田引水かもしれませんが、私が今日、ずっと考えながら来たのは、そもそも基本理念は偉そうに上からぼーんとやるのが、頂いた資料の中でもみんなそういう感じなのです。見ていて気分が悪いです。

例えば足立区なんか、私は地元の区だから、区とけんかしていますから気分がよろしくない。大島委員の話とつながることがあるかもしれませんが、何か上から偉そうなものを、こういう書き方がいいのかなという書き方の問題もあるのです。全て変えるかどうか分かりませんが。

それと、市長から諮問を受けて答申するわけですね。でも実際は内部の人が書くわけですね。それで、審議会の主体性はどこにあるのだというところはずっと、これだけ審議してきていますけれども、その問題も実はあると思うのです。だから書くなということでは全然ないわけですが、中身がない。何を主語にしながら書いているか。一番の骨格は何かといったら、ソーシャル・インクルージョンともう決められているわけです、これは。これは大体いいだろうと、みんな報告しているということだと思うのです。

ただ、それに対してはいろいろ解釈もあったり、もうちょっと誇張したほうがいいのではないかと、それはあるかもしれませんが、それをどういう言葉で表すかというのが、まず一番ポイントにあると思うのです。

社会的孤立、排除もある、これは割といいのではないのということ、それと一人も取り残さない、もっと分かりやすくいいかなと。社会的孤立や排除は許さない。この辺を上手に組み合わせてやって、そういうまちを作っていくということは必要なのだということを条例でうたったよねと、それについても経過があったよねと。こういうことで、そう諮問を受けて、そう答申します。計画の全文でもいいですから、何か理念というよりも、今までいろいろな人の運動があったり問題提起があったり、市長の関わりがあったり、審議会の関わりも

あったりいろいろあって、そのことを踏まえてこの条例を作っているのだから、それでこの審議会は招集を受けたのだから、そのことについては結構だとか、もうちょっと誇張しろとか、こういう考え方でやっていますと経過を含めてスタンスをしっかりと出してしまったほうがいいのではないかと思います。あまり書くと難しくなってしまうと分かりづらいという話になるかもしれませんが。

そういう経過を受けて人権施策としてある程度まとめて、これをちゃんとやっていると。基本的な在り方はどうなのだということで、経過はこんなことでこういうことをうちの審議会ではやってきましたと。そうするとやっぱり、どこでもそれは理念か目標かというよりも、キャッチフレーズというか、目標というのが一番近いですかね。人権・平和のまちづくり、中身はといったら、一人も取り残さない、取りこぼさない、排除から守って人々の権利を人間として尊重していくと、こういうまちをみんなで作っていかうということだというのが、それ以上の理念は、私は必ずしも必要ないと思うのですけれども、格好つけるなら、それこそ世界人権宣言でこういうのがうたわれている、あるいは、日本の憲法ではこううたわれている。あるいは他にもいろいろありますから、そういうところを全部前提にしてやっているのだと。この中ではこう表現されて、その上で、私はこうしたいと思っていると、そういう経過とあっちこちの材料で枠組みの性格を表していくというのがいいのではないかと思います。

少なくとも、経過には皆理解、賛成しているわけですから。それは反対の人も実はいると思いますよ。でも、これは基本的には合意でしょうと。そのことをちゃんと踏まえて、私はこういうことを考えますと、こういうことをまずうたってしまう。それが理念というか、前文と冒頭の部分。そうすると位置がはっきりと決まるのではないかと思います。だから書き方の問題。

そうしますと、目標とか理念とか方針とか、どこでどう分類してどう書くかということにもなってくるのですけど。だから、ソーシャル・インクルージョンを基本にした共生のまちを作るのだったら、今言ったところに全部入りますよね、冒頭に入りますよね。

それから、ここで言えますのは、「多様性を受け入れ活かし合い」となっていますけれども、ここはやっぱり触れておかないと抽象的な言葉になっていますから、多様性というのはいろいろな違いがあって差別するのは何なのと。それでは駄目だよ、それを変えるのだよということをやっておりますということですよ。活かし合えるということが、私は物すごく引かかるのです。活かし合うは何だろうと。活かす必要もないではないかと。やっぱりちゃんと尊重をされ合い、協力できる、交流し合う、対等の関係になっていくというか、単に対等になっていくというよりは、その関係の中で新しいものを生み出していくというか、そういうことで考えていくのだと。

多様性と、あと押田委員のご発言のところに關係しますと、被差別当事者が、やっぱり私は被差別当事者の主体性という言葉を入れてほしいと思う。どういう表現をするかわからないけれど。要するに救済になってしまうのです。へたすると福祉になってしまう。ソーシャル・インクルージョンというのは、私、ちゃんと勉強していないのでよく分からないのですが、要するに包摂する主体と包摂されると分けて考えてしまうと、包摂されるほうになって

しまう。そうではないだろうと。だから、多数の人を包摂するとは表現してないですけども。それは活かし合うとは表現できないけど、やっぱり少数者も主体だと、そのところはちゃんと踏まえてやっていこうよと、それをやらないと言えないとしようがないと思うのです。

それは、特にしょうがいしゃ関係の運動とか理論でいうと、ヨーロッパなんかでも、当事者がいないところで会議をやって何の意味があるのだ、そんなの駄目だということをちゃんと理論的にも展開した方がおられるようで。そのところの書き方にも関わってきますから、当事者の主体性がきちんと尊重される。尊重するのは、だから多数派ではなくて、まちといえはすごいなとなるのですよね。そういうようなスタンスで書いたらどうかと。そうすると、多様性を受け入れる。多様性ということがあるということ。そして、それをどう対応していくかということが課題だということは、多様性の中には、多様性と言っている人たちはちゃんと主体性を持った存在なのだよ、そう捉えなければいけないのだよということが入ることが必要だと思うのです。

それから、「人権の意識を高め、個人がかけがえのない存在として尊重されるまち」と、この辺のところはどこでも出てくるのですが、ないとおかしいけれども、なくてもいいかなくらい。だから、別に集団が尊重されない、個々人は主体として尊重されるということですね。そう書いていくと、その過程でどこに書くか分からないけど、やっぱり実際は、ソーシャル・インクルージョンをしなければいけない、これを立てられたということは、それをしなければいけない現状があるということを経験したということですよ。

それを、この間、当事者からいっぱい話を聞いたわけですから、こういうところがあるよということは、この審議会でも確認をして、それを踏まえてやっていくのだよと。もちろん主体なのは当事者、被差別当事者のほうだけではなくて、市民も主体になるのですが、当然多数派ですから主体がどう尊重されるというのはあるはずなのですが、理想は少し違いますけれども、現状があるのだよということを、審議会としては十分に調査したまではいいないけど、話を聞いたり審議をして、ここは課題だということを、そんなものは条例に書いてあるといえはそれまでなのですが、ここはきちんとやった上で書いているよということは、これは法律のところで書いてくれると思うのですが。そういうスタンスで書いていただいたほうがいいのではないかと、そう書くとかえって偉そうだと言われるかなという気もしなくはないのですが、ちょっとそう思って。

だから、理念として何を書くか、経過として何を書くか、目標として何を書くか、それはちょっと整理をしたほうがいいのかというのと、そこで絶対落とさないでほしいのは、差別を受けていたり人権を侵害された人たちも、単なる受益者ではなくて主体だよ。その点はちゃんと踏まえてやっていく、踏まえてやるべきだという感じですね。やっていくというよりは。ということもあって1つ入れておいてほしいということです。

【呂委員】 やはり私も以前、人権月間のシンポジウムのときにも言いましたし、1年前の会長と市長との対談で、この前も言いましたけど、一人一人がまちづくりの主人公になると考えたときに、この掲げる目標なんかも、先ほど大島委員もおっしゃっていたのですけれども、ちょっと伝わりにくいというか分かりにくいというか、だから、私がここで代案を出せ

るわけではないのですが。1年前に、炭谷会長のご発言ですごく印象的だったのが、差別というのは実態なのだとおっしゃったことがすごく印象に残ってしまっていて、なので、ここ出てくる多様性だとか、平和・人権とかも、全部これ言葉遊びではなくて、実態なのですから、市民一人一人がどういうことなのかというのを想像できなければいけないのですけれども、ちょっと私自身も読みながら難しい、すどんって入ってこない、何を指すのといったときに、ちょっとうまく言えないのですが、難しいというか、いまいちイメージがわからない、どういうまちなの、実際。こういうことをやらないまち、こういうことをするまちというのが、イメージがわからないということと。

あとは、理念の部分で、人権侵害を許さないという強い意志とあるのですけれども、だったら私は、目標のどこかで「差別を許さないまち」ではないけど、差別を許さないのだよ、国立市では。この前の人権月間のときのウトロの講演でも差別を許さないまち、ともに暮らすまちとキャッチフレーズになっていたのですけれども、どこかにやっぱりそういうストレートな言葉が入ってより強い、もちろん理念にはあるのだけど、いかなる差別も国立では許さないまちを作っていくのだという、そういうのが入ったほうがいいのではないかな。すみません、全然まとまらなくて。もう少し皆さまの発言を聞いて考えるところもありましたので、深めていきたいと思います。

【渡邊委員】 基本理念は、ソーシャル・インクルージョンと基本条例で決まっていますが、それはそれでいいと思うのですけれども、皆様が言われたように、ソーシャル・インクルージョンでは伝わらない可能性が高くて、全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うことというのも括弧に入れておく必要はあるだろうなと思います。

あと、他の自治体の条例や指針等を見ても、1、基本理念に基本的な視点とか、1、基本理念に柱立てとあるので、1の基本理念はソーシャル・インクルージョンでよくて、2が、それを具体化するようなことを書くというのも、この4つの目標というのはそういう趣旨だと思うのですけれども、ソーシャル・インクルージョンの幾つかの側面を目標のところで書くと、そういうことなのだろうなと思います。

それから、基本理念は抽象的でよくて、目標ももう少しそれを具体化する形ではあるのですけれども、やっぱりこれも目標なので抽象的でいいのではないかなと思います。

あと、他の自治体のものを見た感じだと、例えば名古屋市がちょっと特徴的なことを言っていて、基本的な視点の中に市民の参画と協働によるまちづくりと書いてある。これは今、委員の方々が言っていた、働いた者ではなくて、自分も参画するのだということを多分言いたいのではないかなと思うのです。これは国立市の中に入っていないので、こういうのも参考になるのかなと思います。

【炭谷会長】 皆様からの意見、それぞれ表現は違ってはいますが、目指して考えていらっしゃることはやはり同じだなという印象を受けました。

私自身は、実は、これはあくまで今度の定める基本理念なり指針というのは、条例という大きい枠の中でありますから、やはり基本になるのは条例をより具体的に分かりやすくするという大前提があるのだろうと、1つ思っております。

もう1つは、国立市の制定している条例というのは、国際的、また国内で起こっているい

ろいろな人権問題、それらの問題をまさに先取して解決するような中身が先進的に含まれていると思います。今、ちょうどLGBTQの問題が、国政上最大の問題になってきましたけれども、これもまさに国立市の条例では、解決の方向を示している。

また、前回私が発言しましたがけれども、昨年10月に出た国連の日本国政府に対する勧告、これはまさにソーシャル・インクルージョンを早く日本でも具体的に定着を急げということを、日本国政府に勧告しているわけですがけれども、まさにそれは国立市の条例が先行しているわけです。

だから、私は今度の基本理念を書く際は、やはり国立市の条例というのは非常に先進的なものであって、全国のいわば人権をけん引していくのだというような意気込みが読み取れるものになったらいいなと思っております。

それと、もう1つは、皆様のご意見に出ましたけれども、これは結局読んでいただくのは市民ですので、市民の方々が読んで分かるものでなければいけない、分かりやすいものにしていないといけないと思っております。

ソーシャル・インクルージョンは確かなかなか分かりにくいのですが、岸田内閣はこれを包摂社会と翻訳して使っていますけれども、似たようなものだろうと思うのですが、経団連は、単にソーシャルを除いてインクルージョンを目指すのだと使っていますが、みんな同じ方向に動いています。国立市は、日本でこれを条例化しましたので、これをリードしていくのだという意気込みの分かるものを、ぜひ、基本理念なりトップの部分にぜひ書けたらいいなと思っております。

それから、いろいろと考えてはいたのですが、1つは、基本理念というのは、仮に例えば市長が基本理念は何ですかと聞かれた場合に、市長が横から紙を出してもらわないと言えないものは駄目なのではないかと、やっぱり市長自身がそらで言えるような、それは、やはり非常に分かりやすく明解なもので、簡潔なものなのだろうと思うのです。国立市の基本理念というのは、こういうことを理念にしていますということが、市長をはじめ、市の職員の方がそらで言えるような分かりやすいものに、簡潔なものにする必要があるのではないかなと思っております。

それでは、多分、前のほうの方はちょっとご遠慮されたのではないかと思いますので何か追加でありましたらどうぞ。

【押田委員】 4つの目標みたいに整理したところに入るかどうかというのは必ずしもはっきりしないのですが、私はとても大事だと思っているのは、横浜市の基本指針にもあるのですが、市政を担う職員の人権意識の向上という項目があります。国立市の場合、確かにこの間いろいろな形で人権施策がほかよりもやっぱり前進している部分はあるのです。これは間違いなくあると思うのですが、それでも全ての市の施策、それから市の職員の意識、これが全てその人権意識できちんと沿うような形になっているかといったら、そうはいえない部分というのは幾らでも上げられるのです。

今、審議会もそうですし、市長室で人権担当の人たちが中心で様々な人権施策をやっていますので、私なんかに関わる場所では、それがよく見えるのですが、それ以外の職員が本当にどこまで知っているのか、それから、市の施策もまだまだ不十分どころがどれだけ

あるのか、それをどれだけ見直さなければいけないのかという、そこがとても大事なことだと思うのです。

条例の中でも、市の施策というのが全ての基本に人権の問題があるのだということをちゃんと条例でもうたってはいるのですけれども、そのことをやっぱり改めて具体的な目標としては、市の施策の問題、人権が中心なのだという、それから、それを担う職員がちゃんと人権意識を持って自ら高めなくてはいけない。その辺のことについて関わるようなことをちゃんとやらなければいけない、そこはやっぱり述べるべきではないかなと思うのです。

これは一人一人の市民の問題というだけではなくて、行政を担う側の問題についても、そこはきちんとうたっておく必要がある。条例では、市長の責務というのをわざわざ入れているわけですね。市長が替わっても、どんな人が市長になっても、この基本条例に基づく人権施策というのは、全ての国立の施策の中心なのですからということを明確にうたっている。そういう条例ですから、そのことをやっぱり具体的に進めていくための一定の記述が必要なのではないかなと思います。

【韓委員】 条例との関連となると、若干分からないところがありつつなのですけれども、4つ目の平和で、やっぱりちょっと平和のところが違和感があるのですが、恐らく人権侵害とか差別とも関わるのですけれども、平和のために何をするかという、やっぱり歴史はとても大事で、ここまで当事者のお話を聞いてきた中でも、例えばアイヌもそうですし、在日コリアンもそうですけど、どこまでどう書けるかというのはあると思いますが、やっぱり過去の日本の歴史なり、あと、戦前、戦後の歴史、この間の人権週間イベントもそうですけど、やっぱり歴史を知らないことが差別につながるし、狭義の意味での平和を守っていくというところにやはりつながると思うので、当時の歴史の教訓なり、間違っただけについては繰り返さない、そういう言い方になるかはちょっと分からないのですけれども、平和のために何をするかというときに、国立市なり、日本という国の中の国立市というときもそうですが、歴史は、それは、ほかのいろいろなマイノリティにもつながっていて、歴史という言葉はどこかに、特にこの4の辺りにあったほうがいいのではないかと、ちょっと思いました。

【炭谷会長】 確かに重要な視点だと思います。私が言ったこれまでの経過的な意味、それをもっと広く歴史の場合、捉え方が重要だと思います。

【大島委員】 2番目の、例えば「人権の意識を高め」という言葉があるのですけれども、人権の意識を高めと具体的にいうと、と考えると、いろいろな考えが浮かぶことは浮かぶのですけれども、私は人権擁護委員をやっていて、ビジネスと人権という部会に入られて、そこでそれをまとめる作業をやっている関係があつてすごく思うのは、やっぱり国際的というのが必ずくっついてくるのです、今。

だから、人権というのも国内問題だけで考えていいのだろかと、そういうことがちょっと気になるのです。例えば国際的な視野からの人権意識となると、それだけでもイメージが違うと思うのです。

だから今、文化だからとかローカルでいいのだという発想はなかなかできにくい時代に入ってきてしまっているのです、どこかで、やっぱり世界的な視野というのでしょうか、スタンダードな部分というのをいっていかないといけないのではないかなと思います。

【炭谷会長】 私もそのとおりだと思っています。今、国立市のここで議論していることは、大体どの国でも通用するような共通する理念で、概念でやっているのではないかなと思います。

そして、国立市のこの審議会での議論というのは、日本の中でも大変先行しているので、大体、諸外国、先進的な議論をされていると思いますので、そういう普遍性といいますか、国際の普遍性という関連も重要だと思います。

ここで換気のために休憩を取りたいと思います。

(休憩)

【炭谷会長】 前半では、皆様方に基本理念のことについて自由にご意見を頂きましたけれども、基本理念は抽象的な話になりますので、あまり意見が出づらいたらと思います。さらに追加的なご発言があれば出していただこうかと思います。

私としては、今日の意見を事務局で整理していただき、次回の4月にお示ししたいと思っていますので、それを基に議論をしていただければ、より具体的な議論が展開できるだろうと思っています。

そういう意味で、もし追加的なご意見があれば出していただくと、事務局のほうでも大変参考になりますので、お願いしたいと思います。

私自身申しますと、今、ある新聞社に頼まれまして、例の総理秘書官の失言というか、差別発言問題について書いているところで、官僚の人権意識というテーマで書いています。私も公務員をしていましたのでお前は一体どうだったんだと、逆にやられるのではないかなと思いつつ、これは今週の日曜日に出ますので、4月には皆様に情報提供できればうれしいと、できればと思っています。

【三井委員】 誰も取り残さないという、これは明石市の方針に書いていたやつなのですが、明石の泉市長が今期で辞めるという決断をされているのですけれども、明石市が例えばつい最近、全ての委員会にしょうがいを持った人を入れるということを決定したりして、今までだと、国立市もそうですけれども、しょうがいの関係のところしょうがいを持った人が入るとい、そういうのではなくて、全体的な視点でしょうがいを持った人を入れるというのを条例に入れたという、実際にそういう形でちゃんと動いているというのは、やっぱりそういうところの力に私たちなんかは期待する部分もあって。

例えば明石市だと、子育ての問題の中では、周辺の市町村もそれに倣ってという形で先駆的なところがあるので、そんな動きというのはやっぱり国立市の中でも取り入れられるようなことがあればいいのではないかなと思いました。

あとは、教育部分のことにに関して、人権意識を高めるとかそういうところに入るのかちょっと分からないのですが、フルインクルーシブのことも、国立市としては、この方針の中に分かりやすく入れていきたいなと思います。

この間、介護者つき入院のことで東京都に話に行きました。結局1月5日くらいに入院したかったしょうがいしゃが、14の都立病院が、介護者つき入院を認めたのですけれども、全ての病院が受け入れられないという感じの回答が来て、ずっと朝まで救急車の中で苦しんでいたという経過がありまして、それを東京都でちゃんと調べてもらって、本当に満床だと

いう答え1つだったので、満床だからではない部分があったのではないかというところも、こちらはちょっと信じられない部分もあったのでちゃんと調べて、今後の改善策として回答を出してくれと言っていたのですけれども、なかなか出さなかった。話合いも拒否したので、皆で都庁に行きまして話をしてくれということを訴えに行きました。

そうしたら、ずらっと受付に並んだら、みんな目を合わせないように無視をするような感じで、誰も出てこなかったという職員の対応がありました。はじめてみんながワーッと騒いで、おとなしくさせなければいけないからやっとな対応したみたいなの。そうしたら、結構な段ボールがたくさんあるエレベーターホールに連れて行かれて、ここだったらいいと、真っ暗な中で。それは違うだろうとまた話合いをして、ちゃんと部屋を取って感染対策の本部とも、課長も呼んで話ができたのですが、結果、行ったときからそういうような蔑ろにされるような部分があったという報告です。東京都の話です。

その際になのですが、ここでも問題になっていますけど、個人情報ということを盾に取られて、結果的にその場にZOOMで、当事者の人が参加していたのですけれども、それは個人情報だから開示請求をして出してほしい。だから、逆の意味で、その辺を個人情報だから守るみたいなのところで壁を作られて、具体的なことが知れないという状況がありました。東京都がちょっと狭間に挟まれてぼけてしまっているのかなという感じがしないでもないというか、そんな感じを受けました。

【炭谷会長】 確かに最初おっしゃった明石市の例、まさに共生社会というものを本当にやるためには、こういう市のいろいろな仕事の中で、それぞれ多様性というものが確保されていないといけないのだと思います。

それから、フルインクルーシブ教育やフルインクルーシブ就労も重要。これが今回の、先ほど引用しました、去年の10月の国連の勧告でも、これが全て、早急に実施するようになるという勧告になっているわけですから、そういうことも重要だろうと思います。

それから、付添いの入院ができなかった。これはこの間のお話だと、ちゃんと東京都の課長さんが明確にやりますと言ってくれたので、都のほうもしっかりやってもらわないといけないだろうと思います。

【神田委員】 資料1に「一人一人が当事者として自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重すること」となっています。最後の「互いの多様性を認め合い人権を尊重すること」が恐らく目標の2と3なのだろうと思って見ていたところ、「一人一人が当事者として自ら考え主体的に行動し」に対応する目標がないと思って、それは入れたほうがいいのではないのかなというのを今、思って見ておりました。

もう1つは、1のところに書いてある、基本理念をソーシャル・インクルージョンとした場合、さらにここの部分でこのような項目立てが「必要か」という疑問形になっているのですが、確かに、上位概念としてのソーシャル・インクルージョンというのは恐らく基本理念に入っていて、下位概念としてのソーシャル・インクルージョンは目標の中に入っているのだろうと思って読んでおりましたが、果たしてそういう区別は可能なのですかというのを、どういうつもりでというか意図で、基本理念のほうと目標のほうにソーシャル・インクルージョンを入れたのだろうというのを、まずここを伺って、考えたいと思いました。

【炭谷会長】 後半の部分は、まさに先ほど渡邊委員もおっしゃっていたように、より目標の方は具体的なものを書いて違いを見せないと、同じことの繰り返しを避けなくてはならないのだらうと思います。これもまた整理のときに考えなければいけないと思います。

これからの進め方ですけれども、先ほど言いましたように、今日出ました意見を基にしてまとめまして、できれば次回は、議会の関係もありますので3月ができないということですので4月になりますので、できるだけ早めに事務局で次回に出す資料をまとめていただいて、前広に皆様方のところに資料を送らせていただきます。今日はいきなり、皆様方のご意見を頂きましたので、十分ご発言できない動きもあったらうと思いますので、次回は前広に資料をお送りして、ご意見をまとめられまして、ご発言いただいて、さらに進めていきたいと思っております。何分にも6月までには、必ずこれをまとめて市長に報告したいと思っておりますので、よろしくご協力のほど、お願いいたします。

次は、議題2について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 本日、机上配付しておりますが、1つ目が、一番上のタイトル「苦情申出に関する質問回答（所管課回答）」という、左上ホチキス留めのものと、もう1つ、「多摩マッチングプロジェクト参加者アンケート@国立市」と左上のホチキス留めの資料、こちら2種類をお手元にお出しください。

前回の審議会で、初めてこの件について皆様にご報告をさせていただきました。その続きとなります。前回は、この多摩マッチングプロジェクトという事業について、市議会議員の方から苦情申出という形で、ぜひこの人権審議会の中でもご意見を頂きたいという趣旨のお話があり、皆様には概要のご説明をさせていただきました。いわゆる多摩マッチングプロジェクトの概要のご説明をさせていただきました。幾つかご質問、ご意見がありましたが、何分私どものほうが、今回、担当部署とはなっておらず、十分なご回答ができなかったところです。

そこで今回、前回の皆様からのご意見、ご質問、そして今回のこの件は並行して男女平等推進市民委員会という別の審議会でも議論が進んでおります。

おととい、その審議会で申出人の市議会議員の方、そして、担当所管であります政策経営課の課長のヒアリングがございました。その内容を一部含める形で、今回、この資料としてまとめさせていただいているものです。なので、少し丁寧にご説明をしながら、その後、また今回、この審議会として皆様のご意見を頂ければと思います。

では、「苦情申出に関する質問回答（所管課回答）」というものをお手元にお出しいただきまして、少しご説明をしたいと思います。

まず、1つ目の丸ですけれども「全体について」これは、いわゆる事業全体についてというところの項目です。

ご質問の内容としましては、本事業を実施するに至った経緯は何か。いつ、どの市から提案されたのかという質問に対して、その下に矢印が所管課からの回答になります。

簡単に説明をしますと、これは令和3年（2021）年の秋頃に、狛江市さんのほうから多摩川衛生組合構成市（府中市、稲城市、狛江市、国立市）になります。この4市で今回このマッチングプロジェクトをやっておりますが、ここに対して連携して事業を実施しないか

という打診があったと。そして、令和4（2022）年1月から2月にかけて、この4自治体の担当者で打合せを行い、事業を実施していく方向性が定まったと。そして、この事業の期間というのは東京都市長会の助成金を受ける、いわゆる予算として助成金を受ける形で3年間を想定し、狛江市が幹事市となると。いわば、この事業の実施に向けて強い要望のあった狛江市が幹事市となって進めていくことになったというのがスタートラインとなります。

2つ目ですけれども、「本事業の理念や目的は何か」という質問についてですけれども、こちらには、このマッチングプロジェクトの規約の抜粋をここでしております。

（1）のほうでは、結婚希望者を後押しする支援として、多摩地域の人口減少対策及び少子化対策等の推進に寄与することを目指した事業と。そして、情報発信または婚活及びマッチング支援等を行っていくというのが、1つの趣旨です。

そして（2）パートナーシップを築いていくための支援として、あらゆる人が自分らしく暮らせる社会の推進に寄与することを目指した、情報発信やマッチング支援等となっています。

その次ですけれども、「本事業の実施体制はどうなっていますか」という質問ですけれども、ここは構成4市にて実行委員会というものを組織し、事業を実施しているところです。そこに加えて、いわゆる事業者も1つ入っております。プロポーザル審査という形を経て契約している事業者が加わる、いわゆる5者での事業の進めをしているところがここでは書いております。

では、1枚おめくりいただきまして裏面のところに移ります。予算規模のところのお話になりますが、おおむねこれは狛江市が幹事市になっているということで、狛江市のほうで予算を組んでおります。合計額が約500万円の事業です。なので、国立市では予算のほうは計上していないということが、ここでは分かることです。

移住・定住促進と婚活はどう関連するのかというところですが、ここは各市の魅力を発信していくところ、または婚活イベントを各市持ち回りで実施していくところになります。

そして、少し飛んで、「年齢について」ということです。今回、主な主題はこの年齢の差を設けたことについてというところですが、年齢制限を設けた理由ですけれども、これは、法律婚か事実婚かを問わず、参加する方と年齢の離れていない方とのマッチングというのが社会全体では多いと、そういうことで、こういった年齢制限を設けた。ただし、民間で行われているイベントよりも広く設定したということです。

そして今回、なぜ、国立市は年齢差を設けたのかというところですが、これは国立市よりも前に実施された自治体のイベントにおいて、男性参加者は20歳代が多かった。一方、女性参加者は40歳代が多いといった結果があったというところから、事業者からの提案という形で年齢差を設けたというところからです。

そして、次のページに行きまして、「多様な性について」上から1つ目の丸ですけれども、「多様な性について」というところですが、これもホームページに「男女の出会いだけでなくLGBTQに関するイベントも予定」とあるけれども具体的に何かということですが、現在はそのを予定しているイベントはないけれども、来年度、令和5年度には検

討を行っていくというところですよ。

そして、そのページの一番下「対応について」対応についてというところですけども、これは「お詫び文」を国立市が市報12月20日号に載せる形になりましたが、問題の本質はどうかという質問については、参加者の条件に男女で年齢差を設けることについて、事業者からの提案をそのまま受ける形で採用してしまったというところですよ。

そのことによって、いわゆる合理的な理由がないまま男女に年齢差を設けたこと、そして、女性の対象年齢を男性に比べて低く設定したことについて「出産や若さに価値があるといった誤った認識を与えてしまった」ということ、こちらについては担当所管として気づくことができなかったということが書かれております。

また、この事業を進めるに当たって、いわゆる男女平等参画、ジェンダー施策を行っている市長室のほうへの相談、情報共有をしていなかったということが、その結果、市全体でのチェック機能が働かなかったということ、ここが課題であったと担当所管のほうでは書いております。

次の項目、市報・チラシの文面でも、なぜこれが出てしまったのかというところですけども、ここについても、いわゆる担当所管、そして広報の部門だけで進めたことによってチェック機能が働かなかったという点が書かれております。

あとは、実際にこの記載のところをご覧いただければと思います。

あと、もう1つの資料はアンケート結果となっております。こちらも参加者の概要、または参加者からの感想等が書かれているものとして、参考につけさせていただきました。一旦、事務局からは以上となります。

【韓委員】 意見というより質問なのですが、今の回答の中の2ページ目の下のほうの「年齢差を設けた理由は何か」の回答なのですが、国立市よりも前に実施されたイベントにおいて、男性参加者は20歳代が多く、女性参加者は40歳代が多いのならば、むしろ、今回やったことは合理的ではないですね。この理由がちょっとよく分からなくて、もしかしたら間違いなのかな。男性が40代が多くて、女性が20代が多いのならば合理的だと思うのですが、逆なのに、何でこういうことが起きたのか説明になっていないので、もしかすると間違いなのかとちょっと思いまして質問をしています。それとも、むしろそれを逆転させたいという何らかの意図があったということなのか、ちょっと回答としてよく分からなかったの。ここで聞いてもしようがないのですが。

【炭谷会長】 これは、私もこれ不思議で、これは役人がよくやる苦し紛れの答弁だと、私は勝手に解釈しましたがけれども、追加的なことはありますか。

【事務局】 今、韓委員から、後半におっしゃられたいわゆる逆転をさせたかったということが、そういう参加者の傾向を合わせたかったというのが、恐らく事業者からの提案として出たものではないかと、これまでの意見交換の中では、そのような形で今回、年齢層を逆にしたと。

【韓委員】 今まで参加した人でない人を参加させたかったということですね。分かりました。

【藤沢委員】 本件は、この審議会の正式議題なのか、それとも参考としての意見交換なの

でしょうか。個別案件について審議会にいきなり求められるのは、よく分からないという感じで、前回も簡単な感想程度を述べたのですが、ちょっと何を話していいのかというのはちょっと疑問としてあります。

それと、もう1つ、直接的には関係ありませんが、年齢制限のことでいうと、今から30年以上前、70年代だからもっとですか、国立市で設けた年齢制限で、結果としてはひっくり返すことにはならなかったのですけれども、私は申し入れに行ったという件がありました。立川の保育学園を卒業した国立市内の部落の子が保育士を受験するつもりでいたら、26歳までが上限だということで受験できなかった。それは不合理ではないかと、恐らく慣行上やっただけなのだろうと思いますけど。それで、当時、遠藤さんという人が出てきて何とかしてくれないかといったけれど、それはできないと。年齢制限というのは、やっぱりいろいろなところで何かの意味があるのだけれど、実は、そういうことはあるねということで、あまり教訓化されていなかったかなとちょっと思います。

ちなみに、その女性は民間のほうに1回紹介してもらって、一応のフォローはしていただいたと。それで十分だったか分からないけどやってくれまして、今でもはどこかで保育士をされているみたいです。せめて教訓化されていると、こういうことはもうちょっと違う考え方が出てきたかなと思うので、参考にだけ言っておきます。今さらどう……はあります。

【押田委員】 おととい男女平等推進市民委員会にかかったのですね、報告されたということで。そこでどんな議論があったのか、それから、ここにあったように他の市では全然何もアクションがされていない、市民のほうからも何もないのかどうなのか。そこら辺は国立市だけがちょっとおかしいのではないのという意見を出したという状況になっているのかどうかを教えてください。

【事務局】 おとといの男女平等推進市民委員会では、申出人、それから政策経営課の両者のヒアリングがありました。その結果、男女平等推進市民委員会では、おとといの議論をもって、この後、答申として内容をまとめていく方向にあります。

どのような形でまとめていくかについては、今、その委員会の委員長のほうがまとめている形ですけれども、恐らくポイントとしては、性別による年齢差を設けたことについて、いわゆる担当課の認識について、1つそれは課題であるという部分。それから、市としては、これをいわゆる市報として公に出すまで、どこも気づけなかったというチェック機能について、改めて課題としてあるだろうという点。さらに、この事業の対象の中に、多様な性、いわゆるLGBTQの方が想定としてあったのかというところです。ここの大きな3点については、恐らく答申としてまとまってくるだろうと思います。

重ねて、先ほど藤沢委員からも、この審議会でのどのような意見を言ったらいいのかというご質問がありましたけれども、前回の資料で、もともと苦情申出をされた市議会議員からの文書を、皆様に資料としてご提供いたしました。そこで出されている点は、主に3点です。いわゆる性別による年齢差を設けたこと。そして、多様な性の在り方が、この事業にどう関係してくるのか、してこないのかという点。そして、市としては、どのようなチェック体制が働いたのかという3点。ここについて検証してほしい。そこについて、人権・平和のまちづくり審議会の委員の皆様のご意見が聞きたいということです。

ですので、皆様からも、この件についての率直なご意見を頂けましたら、私ども事務局のほうでまとめ、そして、今回の所管課のほうに、または市長も含めてですけれども、渡していくということで考えております。

それから、押田委員の2つ目の意見、他市ではどうだったのかというところですが、おとといの委員会での質疑の中での情報ですと、国立市以外の自治体からは、特段、何かこの件で課題となって話し合われていることは、今のところはないということで聞いております。

【炭谷会長】 最後の2番目のところは、むしろこれは国立市の事業でやったから、ほかの市は気がつかないのだと思います。もちろん、ほかの市から来てもいいのですか。参加してもいいけれども、ほかの狛江市とかは気がつかないといいますか、自分は対象でないのではないかと関心が薄かったのではないかと推測しましたけれども。

【事務局】 今回、国立市のイベントの参加は、あくまで国立市民に限定しているわけではないそうです。本日配布しておりますもう1つの資料を見ますと、他の自治体からの参加者の方もいらっしゃったということが、ここで書かれております。

年齢差を設けて募集をしてしまったのは、あくまでも今回の国立市のイベントの中でのみと今のところは伺っています。他市で先に行ったイベントについては、年齢等は同じ年齢で設定されていたということのようです。

【三井委員】 いずれにしても、この内容で国立市の市報に載るなんて、職員の人権意識がないと思います。今後の課題だと思いますが、しっかり人権意識をつけてほしいと思います。職員にもこういう審議会を傍聴してもらったほうがいいと思います。

この回答というか、担当のところ、政策経営課ということなのですが、外で作った文章かもしれませんが、やっぱりチェックが全然されていない形かと。私たちの間で、やっぱり差別アンケートと呼んでいますけど、気づかないうちに差別をしてしまうみたいな、そういうチェックがちゃんとできていない。だから、職員の人権意識みたいなものを、やっぱりもう一度問い直す必要があるのではないかなと思うのです。

LGBTQとかいうことも、国立市なんかは結構いろいろな形で進んでいるといわれながら落としてしまうみたいなところ、問題意識みたいなものを落としてしまうというのは、やっぱりちょっと考えたほうがいい。政策経営課は市の中で一番上のほうの課なわけですから、そこはちゃんとしなければと思いました。

【炭谷会長】 私も同感で、常に考えている、感じているところでして、本来、このような条例を国立市は制定しているわけですが、市職員の一人一人、必ずしも人権を所管している市長室だけがやるのではなくて、全庁の、全課が、全職員がしっかりと身につけていただかないといけないと、それが第1だろうと思うのです。

それと、チェック体制が不十分だった。そのチェック体制をする前に、そもそも、こんなことはないようにすると、一人一人の職員が。それが第1だろうと思います。

2番目のチェック体制というのは、それは当然、十分機能がしなかったということなので、今度の基本方針の中でも、市の中で、この条例が本当に浸透するように、しかるべき組織が必要ではないかということも、皆様方の提案に出ましたので、今後基本方針を考える手

だてになるのではないかと思います。職員一人一人まずはこういうことがないように他がチェックしなくてもできるということが、まずなければいけないと思います。

これはぜひ、今回のことについて、これは我々の審議会の意見としてまとめて提出をさせていただければと思っております。

【押田委員】 まさに今、炭谷会長がおっしゃったとおりで、私もさっき発言したのですけれども、基本理念のところ、市の職員の人権意識の向上というか、あるいは、市の施策の全ての中心がこの人権の問題なのだと、そのことをやっぱりきちんと再度明記して、やっぱり市役所全体がそこに一丸となって進んでいけるような、そうしたことが絶対に必要なのだと。まさに、その具体例としてちょうど出たのかなと思っています。

【炭谷会長】 本件についての我々の意見というのは大体固まってきたと思います。そこについては、私のほうで、どのような意見を男女平等推進市民委員会にお伝えするかはお任せいただきまして、事務局のほうでまとめていくということで、よろしいでしょうか。それでは、そのような形でやらせていただきます。

本日の審議は以上といたします。事務局から、事務連絡をお願いします。

【事務局】 来月につきましては、市の議会月ということもありまして開催をせずに、4月20日木曜日に、次回を開催させていただきたいと思っております。このときに、先ほど会長からもございましたけれども、答申の素案という形をお示しできるように、事務局で早急に準備をさせていただきたいと思っております。

次回が4月20日、その次が5月25日木曜日、それから6月29日、月末のぎりぎりでございますけれども、6月29日を答申をまとめる最終会として予定しております。

その下「予備日」と書いてございますけれども、万が一この4月もしくは5月の段階で6月の1回では足りないだろうというご議論を皆様から頂いた際に、6月20日を開催の予備日として一応設けさせていただいているということでご認識いただければと思っております。

【炭谷会長】 以上で本日の審議会は閉会とします。どうもありがとうございました。

— 了 —